第５７９６号　令和７年３月２１日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　条　　例

ページ

○　北九州市企業版ふるさと納税基金条例【政策局政策部政策課】　６

○　北九州市印鑑条例の一部を改正する条例【総務市民局市民部区政推進課】　７

○　北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】　８

○　北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部地域医療課】　９

○　北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】　１０

○　北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例【子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課】　１１

○　北九州市児童相談所設置条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども総合センター】　１２

○　北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例【子ども家庭局子ども総合センター】　１３

○　北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局計画部都市計画課】　１５

◇　規　　則

○　北九州市企業版ふるさと納税基金条例施行規則【政策局政策部政策課】　１７

○　北九州市青少年問題協議会規則を廃止する規則【子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課】　１８

◇　告　　示

○　特定地域型保育事業者の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】　１９

◇ 公　　告

○　北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】　２０

◇　上下水道局

○　特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】　２１

◇　市　議　会

○　北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程【市議会事務局総務課】　２２

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市企業版ふるさと納税基金条例

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、北九州市企業版ふるさと納税基金を設置することにしました。

この条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

コンビニエンスストア等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を減額する特例の適用期限を、令和８年３月３１日まで延長することにしました。

この条例は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の配置基準に管理栄養士を追加することにしました。

この条例は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭に必要な資格に係る特例の適用期限を２年間延長することにしました。

この条例は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

北九州市青少年問題協議会を廃止することにしました。

この条例は令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市児童相談所設置条例の一部を改正する条例

児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所に設ける児童を一時保護する施設の名称を一時保護施設に変更することにしました。

この条例は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定めることにしました。

この条例は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

地区計画の変更に伴い、舞ケ丘地区地区整備計画区域に関する規定を改めることにしました。

この条例は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市企業版ふるさと納税基金条例施行規則

北九州市企業版ふるさと納税基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

◇北九州市青少年問題協議会規則を廃止する規則

北九州市青少年問題協議会規則を廃止することにしました。

この規則は、令和７年３月２１日から施行することにしました。

北九州市企業版ふるさと納税基金条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第２号

北九州市企業版ふるさと納税基金条例

（設置）

第１条　地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、北九州市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第２条　基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

２　市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、第１条に規定する事業の経費に充てるものとする。

２　前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第３号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和３８年北九州市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

付則第３項中「令和７年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第４号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第４の障害者福祉工場の項中「第５条第１４項」を「第５条第１５項」に改め、同表の障害者就労支援施設の項中「第５条第１３項」を「第５条第１４項」に、「第５条第１４項」を「第５条第１５項」に改め、同表の障害者生活支援施設の項中「第５条第１３項」を「第５条第１４項」に、「第５条第１４項」を「第５条第１５項」に改め、同表の障害者地域活動センターの項中「第５条第１３項」を「第５条第１４項」に、「第５条第１４項」を「第５条第１５項」に、「又は第３項」を「又は第５項」に改める。

付　則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第４の障害者地域活動センターの項の改正規定（「又は第３項」を「又は第５項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第５号

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例（平成２７年北九州市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第４号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第６号

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年北九州市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

付則第４項中「１０年間」を「１２年間」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第７号

北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

北九州市青少年問題協議会設置条例（昭和３８年北九州市条例第７１号）は、廃止する。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第８号

北九州市児童相談所設置条例の一部を改正する条例

北九州市児童相談所設置条例（昭和３８年北九州市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（一時保護施設）

第３条　相談所に、児童福祉法第１２条の４第１項に規定する一時保護施設を設ける。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第９号

北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第１２条の４第２項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第３条　一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

４　一時保護施設には、法第３３条第１項又は第２項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

５　一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（設備及び運営に関する基準）

第４条　前条及び次条に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、法第１２条の４第３項に規定する内閣府令で定める基準によるものとする。

（非常災害対策）

第５条　一時保護施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、これに対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月１回行わなければならない。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第１０号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成４年北九州市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第２の舞ケ丘地区地区整備計画区域の項中

「

産業施設地区	（1）　住宅 （2）　共同住宅 （3）　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの （4）　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの （5）　学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの （6）　神社、寺院、教会その他これらに類するもの （7）　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの （8）　公衆浴場 （9）　診療所又は病院 （10）　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの （11）　自動車教習所 （12）　畜舎 （13）　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （14）　カラオケボックスその他これに類するもの （15）　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 （16）　キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの （17）　自動車修理工場 （18）　倉庫業を営む倉庫				８００平方メートル	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	１０メートル	（1）　自動車車庫又は自転車駐車場 （2）　工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設			

」を

「

産業施設Ａ地区	（1）　住宅 （2）　共同住宅 （3）　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの （4）　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの （5）　学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除				８００平方メートル	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	１０メートル	（1）　自動車車庫又は自転車駐車場 （2）　工場等に付属する守衛室等で管理又は			

	く。）、図書館その他これらに類するもの （６）　神社、寺院、教会その他これらに類するもの （７）　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの （８）　公衆浴場 （９）　診療所又は病院 （１０）　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの （１１）　自動車教習所 （１２）　畜舎 （１３）　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （１４）　カラオケボックスその他これに類するもの （１５）　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 （１６）　キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの （１７）　自動車修理工場 （１８）　倉庫業を営む倉庫							保安のための用途に供する施設			
産業施設Ｂ地区	次に掲げる建築物以外のもの （１）　工場（法別表第２（る）項第１号に掲げる工場、同項第２号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第１３０条の９で定めるもの及び産業廃棄物処理施設を除く。） （２）　研究所の用に供する事務所 （３）　倉庫業を営む倉庫、貨物利用運送事業の用に供する倉庫若しくは一般貨物自動車運送事業の用に供する倉庫又はこれらに付属する事務所若しくは自動車車庫 （４）　前３号の建築物に付属するもの	１０分の２０		１０分の６	１，０００平方メートル	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	１．０メートル	（１）　外壁等の中心線の長さの合計が３．０メートル以下であるもの （２）　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であるもの （３）　自動車車庫（令第１３６条の９第１号に該当するものに限る。） （４）　自転車駐車場	３６メートル		

に

」

改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市企業版ふるさと納税基金条例施行規則をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市規則第１０号

北九州市企業版ふるさと納税基金条例施行規則

（基金の管理）

第１条　北九州市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）は、政策局長が管理する。

（繰替運用の方法）

第２条　北九州市企業版ふるさと納税基金条例（令和７年北九州市条例第　号）第５条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度政策局長が財政・変革局長と協議の上定める。

（帳簿）

第３条　政策局長は、北九州市企業版ふるさと納税基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

（委任）

第４条　この規則の施行に関し必要な事項は、政策局長が定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市青少年問題協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市規則第１１号

北九州市青少年問題協議会規則を廃止する規則

北九州市青少年問題協議会規則（昭和３８年北九州市規則第７３号）は、廃止する。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第７９号

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３６条の規定により、特定地域型保育事業者が確認を辞退したので、同法第４１条第２号の規定により、次のとおり告示する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
家庭的保育事業浅田摩利	家庭的保育事業	北九州市若松区高須東一丁目４番１２号	浅田摩利	令和６年４月３０日

北九州市公告第１８７号

土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第３５条第４項の規定により、北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり定めたので、同条第５項の規定により公告する。

令和７年３月２１日

北九州市長　武　内　和　久

１　宅地所有者が選挙すべき委員の当選人

名　　称	所　在　地
株式会社ハローデイ	北九州市小倉南区徳力三丁目６番１６号

２　借地権者が選挙すべき委員の当選人

氏　　名	住　　所
若松眞一（しん）	北九州市小倉北区馬借三丁目３番５号

北九州市上下水道局公告第３５号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市水道局管理規程第６号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和７年３月２１日

北九州市上下水道局長　持　山　泰　生

１　特定役務の名称及び数量

日明浄化センター汚泥搬出業務委託　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市上下水道局下水道部施設課

北九州市小倉北区大手町１番１号

３　落札者を決定した日

令和７年２月２０日

４　落札者の名称及び住所

株式会社環境システム

北九州市小倉北区東港一丁目６番１号

５　落札金額

５，０３０万３，０００円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告をした日

令和７年１月１０日

８　落札方式

最低価格による。

北九州市議会規程第１号

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月２１日

北九州市議会議長　中　村　義　雄

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年北九州市議会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第７号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第８号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第１０号中「番号」の次に「又は同法第９５条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同条第１１号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第１４号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第４条第１号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第５条第１項第３号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第２号中「保有個人情報」の次に「（前項第３号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第８条第７項第１号及び第２号中「又は報酬、」を「、報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第１０条第１項第１号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第１１条の見出し中「等の通知」を「の際に通知すべき事項」に改める。

付　則

この規程は、令和７年３月２４日から施行する。ただし、第３条第６号、第７号、第８号、第１１号及び第１４号、第４条第１号エ、第５条第１項第３号、同条第２項各号列記以外の部分、同項第２号、第８条第７項第１号及び第２号、第１０条第１項第１号並びに第１１条の見出しの規定改正は、令和７年３月２１日から施行する。